

□ 家畜防疫互助基金支援事業

家畜防疫互助基金支援事業は、畜産経営に重大な影響を及ぼす口蹄疫、豚熱などが万一発生した場合の経営への影響に備えるため、家畜飼養者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに対し、国((独)農畜産業振興機構)が補助する事業です。

■ 加入条件

- ① 牛(水牛を含む)、豚(イノシシを含む)の飼養者であること。
- ② 「飼養衛生管理基準」を遵守していること。

■ 対象疾病

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)

■ 事業実施期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

■ 加入手続き

・令和6年度～8年度の加入手続きは令和6年3月31日に終了しました。

・但し、①新規就農者、②農場の増設を行う場合、③相続等により契約者に変更があった場合、④申し込み時点で家畜疾病が発生している区域で、移動制限の解除により家畜の導入を行う場合は加入できます。

なお、契約期間は、申込日から令和9年3月31日までです。

・契約頭数は、増頭する場合のみ変更が可能です。

☎ 事業についての問い合わせ先 ☎

(公社)茨城県畜産協会 衛生課 (TEL029-225-6697)

■ 生産者積立金単価と経営支援互助金(互助金上限単価)

区分	家畜の種類	生産者積立金単価 (1頭当たり)	互助金上限単価 (1頭当たり)
			経営支援互助金
乳用牛	乳用牛(24か月齢以上)	245円	200,000円
	乳用牛(雌、12か月齢以上24か月齢未満)	90円	27,000円
	子牛(雌、12か月齢未満)	90円	23,000円
肉用牛	肉専用	繁殖雌牛(24か月齢以上)	198,000円
		繁殖雌牛(12か月齢以上24か月齢未満)	56,000円
		肥育牛(雌、12か月齢以上)	56,000円
		肥育牛(雄、12か月齢以上)	56,000円
		子牛(12か月齢未満)	56,000円
	交雑	肥育牛(12か月齢以上)	32,000円
		子牛(12か月齢未満)	32,000円
	乳用	肥育牛(12か月齢以上)	27,000円
		子牛(12か月齢未満)	23,000円
	豚	家族型	繁殖用種豚(雌)
繁殖用種豚(雄)			49,000円
肥育豚			10,000円
企業型		繁殖用種豚(雌)	56,000円
		繁殖用種豚(雄)	56,000円
		肥育豚	11,000円

注意:1 国等の事業を利用し、新たに導入する家畜については、経営支援互助金の交付対象から除外されます。

2 豚の互助金の交付対象は、離乳後の豚(21日齢以上)です。

■ 互助金の交付

- ・発生農場が経営を再開する場合に交付します。

発生農場以外の場所(他の都道府県を含む)で経営再開する場合も交付対象となります(令和6年度～)。

- ・家畜伝染病の発生予防、まん延防止対策を講じていなかった場合は、互助金の減額又は支払われない場合があります。

■ 互助金の申請期限

- ・令和6年度～8年度に家畜疾病が発生した場合の互助金の申請期間は、発生日から原則3年以内です。

■ 無事戻し

- ・生産者積立金は、事業対策期間(令和6年度～8年度)の交付終了後に残額を返戻します。

- ・発生が無かった場合は、全額返戻されます。